

監査・会計・開示制度及びコーポレートガバナンス改革を巡る最近の動向

金融庁企画市場局企業開示課長 いのうえ としたけ
井上 俊剛

金融庁における監査・会計・開示制度及びコーポレートガバナンス改革を巡っては、2019年11月から2020年2月にかけての取組みについて、本誌第68号においてご紹介しました。本稿では、主に2020年3月以降の取組みを中心にをご紹介します。

I. 監査・会計・開示制度

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの上場企業等において、大幅な売上げの減少や将来の業績見通しが立てられない状況、決算・監査業務の遅延などが生じております。

今後の決算作業や監査にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、政府の緊急経済対策への対応等も考慮した上で判断するなど、企業情報の開示を適切に進めていただけるように、決算期を迎えた企業の決算作業及び監査等について、関係者間で現状の認識や対応のあり方を共有するため、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」を2020年4月3日に設置しました^(*)。

本連絡協議会は、5月25日までに7回電話会議にて開催しており、メンバー等による取組状況の共有、「緊急事態宣言」の発令及び緊急経済対策を踏まえた対応策などについて議論を実施いたしました。

具体的には、例えば、金融庁が、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の提出期限について、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」といいます。）等を改正し、企業側が個別の申請を行わなくとも、一律に2020年9月末まで延長できるようにするための措置を講ずる旨を公表（4月14日）し、開示府令等を公布・施行しています（4月17日）。また、本連絡協議会において、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、3月期決算業務と監査業務に大きな遅延が生じる可能性などが共有されたことを受け、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について、例年とは異なるスケジュールや方法とする（継続会（会社法317条）の開催など）ことなど、柔軟かつ適切に行うよう求める連絡協議会名の声明文「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」を公表しました（4月15日）。また、継続会については、開催事例が少ないことから、継続会を開催する場合の

留意事項として、「継続会（会社法 317 条）について」を金融庁・法務省・経済産業省の連名で公表しました（4月28日）。また、企業会計基準委員会から議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」が公表されたこと（令和2年4月10日公表、同年5月11日追補版公表）を踏まえ、有価証券報告書の財務情報及び非財務情報の双方において、新型コロナウイルス感染症の影響に関する、具体的かつ充実した開示が強く期待されること等を内容とする要請文を公表しました（5月21日）。さらに、企業において新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示の検討に資するよう、経営戦略やリスク等の記述情報について、投資家が期待する好開示のポイントをまとめたQ&Aを公表しました（5月29日）。

本連絡協議会では、今後も、状況に応じて、関係者による現状や課題認識の共有等を図ってまいります。企業・監査法人等におかれては、決算・監査業務の関係者の健康と安全に十分配慮しつつ、柔軟かつ適切に業務を遂行されること、投資家等におかれては、決算・監査の現下の窮状を踏まえ、通常時と異なる株主総会等の取扱い等について理解されることをお願いしたいと思います。

※本連絡協議会のメンバーは、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、東京証券取引所、日本経済団体連合会、日本証券アナリスト協会、オブザーバーは、全国銀行協会、法務省、経済産業省、事務局は、金融庁。本連絡協議会の最新情報は、金融庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」に掲載している各関係組織のウェブサイトをご覧ください。

URL：<https://www.fsa.go.jp/singi/coronakansakyougikai/index.html>

QRコード：



2. 企業会計審議会第47回監査部会

2020年3月に、企業会計審議会第47回監査部会（持ち回り審議）が開催されました。当部会では、これまで議論された以下の2点について、「監査基準の改訂について（公開草案）」及び「中間監査基準の改訂について（公開草案）」を公表し、広く一般に意見募集を行うことが了承されました。

- ① 監査した財務諸表を含む開示書類のうち、当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容（その他の記載内容）について、監査人の手続を明確にするとともに、監査報告書に必要な記載を求めることとすること
- ② 重要な虚偽表示のリスクの評価方法や特別な検討を必要とするリスクの定義を見直すことにより、リスク・アプローチを強化すること

今後は、意見募集の結果を踏まえ、監査基準等の改訂に向けて審議を継続してまいります。

3. 株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会

近年、不正会計事案等を踏まえ、監査法人が監査手続の厳格化を進める中で、働き方改革などにより監査法人で人手不足が生じている一方、潜在的にIPOを目指す企業が増えていることを背景

として、監査法人とIPOを目指す企業との需給のミスマッチ等により、必要な監査を受けられなくなっているとの指摘が、実務者等より寄せられました。

こうした問題提起を受け、IPOを目指す企業に対し、質の高い監査が安定的に提供されるよう、ベンチャー企業、監査法人、証券会社、日本ベンチャーキャピタル協会、日本公認会計士協会、日本証券業協会、東京証券取引所などの関係者で課題認識等を共有するために、2019年12月に「IPOに係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」を設置しました。

本連絡協議会は、計3回にわたり、関係者間で課題認識や対応策について検討を行い、2020年3月27日に、関係者による取組みをまとめて「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」として公表いたしました。

本報告書では、日本公認会計士協会が、

- IPOを目指す企業の監査（IPO監査）について、新たな担い手となりうる「中小監査事務所リスト」の作成・公表
- 当該事務所に対し、専門的知見やノウハウを共有、さらにベンチャー企業や証券会社との対話の場を設定
- IPO監査の経験を積んだ後に監査法人を退職した「独立開業の公認会計士」のネットワークを構築し、IPO監査のリソースとして活用

などを進めることとされています。

今後は、本報告書を踏まえ、日本公認会計士協会をはじめとする関係者と連携し、これらの取組みをフォローアップしてまいります。

4. 有価証券報告書レビューについて

2020年3月、金融庁は、2019年度の有価証券報告書レビュー（以下「有報レビュー」といいます。）の結果を公表しました。有報レビューは、有価証券報告書の記載内容の適切性確保のため、金融庁と財務局等が連携して毎年実施しているものです。

2019年度の有報レビューの主な審査項目は以下の通りです。

- 法令改正関係審査（全ての有価証券報告書提出会社を対象）…2019年1月改正の開示府令に基づく「役員の報酬等」や「株式等の保有状況」に係る開示等
- 重点テーマ審査（テーマに応じて対象企業を選定）…関連当事者に関する開示等

法令改正関係審査の対象に含まれる「役員の報酬等」や「株式等の保有状況」の開示には記述情報が含まれており、提出会社は実情に合わせて一定の自由な記載が可能となっていますが、ルールへの形式的な対応にとどまる開示など、投資家等の期待や法令改正の趣旨に照らすと必ずしも十分ではない事例も見られました。

そこで、金融庁は、記述情報の開示に改善の余地があると考えた提出会社に対し、翌年度からの改善・充実に向けた検討を求める通知を送付しています。

また、2019年度の有報レビューの結果には、各審査項目の審査結果や留意すべき事項のほか、参考となる好開示例や課題のある開示例に対する具体的な改善の方向性も掲載するなど、提出会社の検討に資するように詳細な解説を加えました。各提出会社において、これらを参考にして記述情報の改善・充実が図られることを期待しています。

なお、2020年度の法令改正関係審査では、主に「経営方針・経営戦略等」、「事業等のリスク」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を審査項目とします。これには、新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示も含まれます。加えて、企業会計基準委員会から議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」が公表されたこと（令和2年4月10日公表、同年5月11日追補版公表）を踏まえ、会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定に関する「追加情報」の開示についても、本年度の有価証券報告書レビューの対象に含めて審査します。2020年度も2019年度の審査と同様に、法令が求める事項の記載があるかどうかに加え、記載内容が、抽象的な表現や計数情報の羅列にとどまることなく、各社が置かれた状況に応じて経営者の視点から記述情報の充実が図られているかどうかの観点からも審査をする予定です。

5. セキュリティ・トークン・オファリングに係る企業内容等開示制度の整備

「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（2019年6月公布）による改正金融商品取引法により、集団投資スキーム持分等のうちブロックチェーン技術等を用いて発行される収益分配型トークン（いわゆるセキュリティ・トークン）に表示されるものを「電子記録移転権利」と定義するとともに、これを第一項有価証券として位置づけ、株券や社債券などと同様の開示規制を適用することとしました。

これを踏まえ、2020年4月3日に公布された改正金融商品取引法施行令及び関係内閣府令の主な内容は次のとおりです。

① 私募の要件の整備

電子記録移転権利の適格機関投資家等以外の者への転売を制限するための措置として、転売制限を定める契約の締結等の従来型の方式に代えて、権利を表示する財産的価値を適格機関投資家等以外の者へ移転することができないようにする技術的措置をとることを求めることとしました。

② 有価証券報告書の提出要件及び免除要件の整備

電子記録移転権利の所有者が一定の数以上となった場合に有価証券報告書の提出義務が生じることとし（外形基準）、併せて当該提出義務が免除されるための要件を整備しました。

③ 有価証券届出書等の開示内容の整備

電子記録移転権利に係る有価証券届出書等の記載事項として、財産的価値の記録・移転のために用いる技術の名称・内容等、取得・譲渡のために用いるプラットフォームの名称・内容等、資産の流出等の特有のリスクとその管理体制等を追加することとしました。

なお、株券や社債券などに係る権利が電子記録移転権利と同様にトークンに表示されるものである場合には、これらについても上記①及び③と同様の規定が適用されます。

上記改正金融商品取引法及び改正政令・内閣府令は、2020年5月1日に施行されています。

II. コーポレートガバナンス改革

2014年以降、政府の成長戦略の一環として、コーポレートガバナンス改革が位置づけられ、スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードの策定、改訂等の取組みが進められ

てきました。

改革の実効性をさらに高めるため、スチュワードシップ・コードの再改訂に向けて、金融庁において2019年10月から3回にわたって「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（2019年度）を開催し、同有識者検討会での議論や、2019年12月から2020年1月まで実施したパブリックコメント手続の結果等も踏まえ、2020年3月24日に再改訂版スチュワードシップ・コードが公表されました^(※)。

再改訂版コードでは、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮、債券等の資産へのコードの適用、運用機関による情報提供の充実、アセットオーナーの規模や能力に応じたスチュワードシップ活動、議決権行使助言会社の体制整備や透明性の確保、年金運用コンサルタントの利益相反管理等に係る事項を新たに盛り込みました。

本再改訂前のコードを受け入れている機関投資家等は、再改訂版コードの公表の遅くとも6ヶ月後（2020年9月末）までに、本再改訂の内容を踏まえて、再改訂版コードの各原則（指針を含む）に基づく公表項目の更新を行うとともにその旨を公表し、金融庁に通知することが求められています。しかし、スチュワードシップ活動をより実効的なものとしていく観点からは、6ヶ月の期間を待つことなく、率先して本再改訂を踏まえた対応や公表項目の更新を行うことが期待されます。

本コードの本来の目的、そして再改訂の目的が達成されるためには、機関投資家のみならず、企業側においても、本再改訂の趣旨を理解したうえで執務を行うことが非常に重要な意味を持つと考えます。

機関投資家・企業共に将来の予測やリスク把握が困難な昨今ではありますが、このような情勢だからこそ、機関投資家等において再改訂版コードを踏まえた実質を伴った取組みが進められ、機関投資家と企業との対話を通じて企業価値の向上や持続的成長が促されることにより、中長期的なリターンの拡大につながることを期待します。

※再改訂版スチュワードシップ・コードに関する詳細情報は、金融庁ホームページ「スチュワードシップ・コード（再改訂版）の確定について」に掲載しています。

URL：<https://www.fsa.go.jp/news/r1/singi/20200324.html>

QRコード：

